

利子補給額確定申請

- ・ 交付決定を受けた場合は、融資実行日（融資金が管理組合の口座に振り込まれた日）から起算して150日以内に利子補給額確定申請の手続きを行ってください。（原則郵送提出）
- ・ また、マンション改良工事助成申込から利子補給額確定申請までの間に、理事長に変更があった場合は、申請と併せて管理組合代表者等変更届を提出してください。

■ 申請に必要な書類…申請には、以下の（１）～（７）が必要です。

（１）利子補給額確定申請書

- ・ この申請書は、助成申込後に交付決定通知をお送りする際に同封します。
- ・ 申請書の記載要領等を、東京都マンションポータルサイトに掲載しています。

（２）「金消契約締結に関する通知書（総額決定通知）」の写し

※「団体融資金建設資金交付額決定書」と間違えることが多いので注意してください。

（３）機構と締結した「金銭消費貸借契約証書」の写し

（４）償還予定表の写し

（５）工事写真等

- ・ 建物全景（施行前と後）、施工状況（施行前と後）を提出してください。
- ・ 工事写真が膨大になる場合は、抜粋していただいても構いません。
（例：バルコニー防水の施行前後の写真が全戸分ある場合、任意の1戸の施行前後の写真のみを抜粋）

ただし、耐震診断の実施等に要する費用を融資の対象とする場合は、建物全景の写真と、実施した業務の結果が分かる主な成果物（耐震診断結果の報告書、長期修繕計画等）の写しを提出してください。

（６）管理状況の届出受理通知書又は届出内容に基づく管理状況に関する助言通知(申込時に未提出の場合)

- ・ 要届出マンションで申込時に提出していない場合は必ず提出してください。
- ・ マンション管理条例の管理状況届出制度の届出がされていない場合は利子補給額確定申請の受付ができず、利子補給されませんので注意してください。

（７）「利子補給概要」送付用封筒

- ・ A4用紙が三つ折りに入る大きさ（長3サイズ）に、**84円切手**を貼ってください。
- ・ 委任状によって、利子補給概要受領が委任されている場合は、管理会社や施工会社等の住所を、委任されていない場合は、理事長又は管理組合の住所を記入してください。
- ・ 委任されている場合は、管理会社や施工会社宛ての料金受取人払郵便もご利用いただけます。

【郵送先】

〒163-8001 新宿区西新宿 2 - 8 - 1

東京都 住宅政策本部 民間住宅部 マンション課 マンション施策調整担当